

札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する
条例の一部を改正する条例案

令和 6 年（2024 年）11 月 28 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する
条例の一部を改正する条例

札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和
41 年条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第 4 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号ま
でを 1 号ずつ繰り上げる。
- (2) 第 4 条の 3 第 2 号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係
と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。
- (3) 第 18 条中「、第 4 条の 3、第 7 条」を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(理 由)

本市の単純な労務に従事する職員について、配偶者に係る扶養手当の廃止を
行うとともに、定年前再任用短時間勤務職員に対して、住居手当及び寒冷地手
当の支給を開始するため、本案を提出する。